

く
お
く
や
み
ハ
ン
ド
ブ
ツ
ク
く

ご遺族の方へ

日田市

「おくやみ手続案内窓口のご案内」

死亡届を提出した後のおくやみに関するさまざまな手続について、ご案内いたします。ご予約をお願いします。

**案内場所：市役所1階総合案内
おくやみ手続案内窓口
☎ 0973-22-8233**

案内時間：平日9：00～15：00

※詳細は3ページをご確認ください。

スマートフォンやWebで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続が確認できる「おくやみ手続ナビ～日田市版～」もご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/44204>



ご遺族の方へ

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

このたびはご親族様のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

日田市では、ご遺族の方が行う市役所を中心とした各種手続をまとめた「おくやみハンドブック」を作成しました。市役所1階総合案内の「おくやみ手続案内窓口」では、各種手続のご案内を行っていますので、各課での手続の前にお越しく下さい。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

事前準備について

市役所で各種手続をする今後の流れは下記のとおりです。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

STEP 3

おくやみ手続案内窓口の予約（オンラインまたは電話での予約）

おくやみ手続案内窓口をご予約ください。予約受付時に来庁時の持ち物をお伝えいたします。また、ご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

※詳しくは3ページをご覧ください。

STEP 4

各種手続チェックリスト

該当手続の把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続ページをご覧ください。

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続の確認ができる「おくやみ手続ナビ」もぜひご利用ください。

STEP 5

ご来庁ください

おくやみハンドブックに同封している「お客様情報シート」と必要なものをご持参の上、日田市役所おくやみ手続案内窓口へお越しく下さい。



戸籍に死亡が記載されるまでの日数について

①本籍地が日田市の場合

死亡届を日田市に提出した場合は、平日で5日程度です。

死亡届を日田市以外の市区町村に提出した場合は、平日で7～14日程度です。

②本籍地が日田市以外の場合

本籍地の市区町村の戸籍担当課にお問い合わせください。

来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

手続の内容によって必要なものは異なりますので、

詳細については、各種手続ページをご覧ください。

日田市役所では、ご予約時に手続に必要な持ち物をお伝えしています。

本人確認書類について

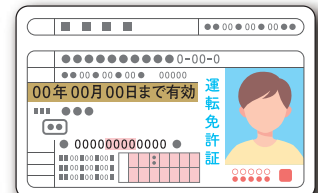
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療資格確認書、
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証
など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみ手続案内窓口のご案内

日田市では、亡くなられた方に関する手続をご案内する「おくやみ手続案内窓口」を設置しています。ご利用には、事前に予約が必要です。

おくやみ手続案内窓口でできること

●必要な手続をまとめてご案内します。

市役所で必要な手続について、総合案内の「おくやみ手続案内窓口（3日以内窓口）」で受付やご案内を行い、ご遺族が少しでも安心して手続を進められるようサポートいたします。おくやみ手続窓口のみで手続が終わるものではないため、あらかじめご了承ください。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。
※一部、担当課でしか準備できない手続もあります。



予約方法について

以下の方法で予約してください

①オンライン予約（スマートフォンまたはパソコン）（本庁）

「日田市おくやみ手続」で検索するか、右記の二次元コードを読み取り、予約サイトから予約。
※平日で来庁希望日の3日前までに予約をしてください。



日田市 おくやみ手続 検索

②電話予約

電話番号（本庁）**0973-22-8233**

受付時間 平日午前8時30分～午後5時まで

案内時間 平日午前9時～午後3時まで

※予約の際は、最初に「おくやみ手続事前予約です」とお伝えください。

※振興局での手続を希望される方は、各振興局（6ページに掲載）へお願いします。

日田市おくやみ手続案内窓口

場 所：市役所1階 総合案内（3日以内窓口）

日田市田島2丁目6番1号

電話番号：0973-22-8233

※手続内容を精査するため、必要最小限の範囲で市役所内の各部署と情報を共有いたしますので、ご了承ください。

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金のみ加入または受給していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金以外の共済年金等に加入または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	P.12
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証 (または限度額適用・標準負担額減額認定証) を持っていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入していた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を持っていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	介護保険高額介護 (予防) サービス費を受給していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	子どもが認定こども園・保育園等に入所している	P.18
	<input type="checkbox"/>	子どもが放課後児童クラブを利用している	
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.19

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格者証を持っていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童である	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給資格者証を持っていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	P.25
税金	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	原付バイク(125cc以下)を持っていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	126cc以上のバイクを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	土地家屋の資産がある	P.28
	<input type="checkbox"/>	個人住民税・国民健康保険税・介護保険料が課されていた	P.29
上下水道等	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	井戸水を使用している世帯で、下水道に接続していた	
	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取りを行っていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を設置していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	家族介護用品支給券を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	世帯主で防災ラジオを借りていた	P.33
	<input type="checkbox"/>	農業をしていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	森林を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	
	<input type="checkbox"/>	大分県交通災害共済に加入していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	日田市営駐車場を契約していた	
	<input type="checkbox"/>	国・県・市指定の文化財を所有していた	P.36
	<input type="checkbox"/>	空き家の相談	P.37
	<input type="checkbox"/>	粗大ごみの処分 (有料) 【指定袋に入らない物や引っ越し・片付け等で出た大量のごみ】	P.38
	<input type="checkbox"/>	家電リサイクル対象品の処分 (有料) 【エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】	
<input type="checkbox"/>	委任状 (必要な方はご利用ください)	P.49	

各振興局 問合せ先	
天瀬振興局 総務振興係	☎ 0973-57-8201
大山振興局 総務振興係	☎ 0973-52-3101
前津江振興局 総務振興係	☎ 0973-53-2111
中津江振興局 総務振興係	☎ 0973-54-3111
上津江振興局 総務振興係	☎ 0973-55-2011

1. 住民登録に関する手続

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

マイナンバーカードを持っていた

手続 マイナンバーカードの返納

振興局対応：○

手続詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続が完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをおすすめします。	手続ができる人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 窓口サービス係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8204

世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続 世帯主変更届

振興局対応：○

手続詳細	期 限
世帯主が亡くなられた世帯で、他に世帯員がいるときは、世帯主変更届が必要となる場合があります。	死亡から14日以内
	手続ができる人 同一世帯の方 ※別世帯の方が手続する場合は委任状が必要です。
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 窓口サービス係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8204

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続ができる人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード） 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 窓口サービス係 （市役所 1 階） ☎ 0973-22-8204

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続

国民年金のみ加入または受給していた

手続

年金受給権者死亡届 未支給年金の請求・遺族基礎年金の請求・死亡一時金の請求・寡婦年金の請求

振興局対応：○

手続詳細

受給していた年金や加入状況により手続が異なります。

期 限

死亡から 5 年以内

手続ができる人

ご遺族

必要なもの

故人のもの

年金証書、年金機構からのはがき

遺族のもの

マイナンバーカード（または通知カード+本人確認書類）

口座番号確認書類

死亡者と請求者の続柄がわかる戸籍謄本（死亡日以降に取得したもの）

※ 請求者の続柄が配偶者の場合は原則不要です。

生計同一関係申立書（死亡時に同一世帯であれば不要）

※ 用紙は窓口でお渡しします。

委任状（請求者と申請者が異なる場合）

※ 手続の内容によって、上記以外の書類が必要となる場合もあります。

問合せ先

健康保険課
国保・年金係
（市役所 1 階）
☎ 0973-22-8271
年金事務所
ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165

MEMO

厚生年金に加入または受給していた

手続

年金受給権者死亡届・未支給年金の請求・遺族厚生年金の請求・死亡一時金の請求

手続詳細	期 限
受給していた年金や加入状況により手続が異なります。	死亡から 5 年以内
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの 右記窓口にてご確認ください。 遺族のもの 右記窓口にてご確認ください。	年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続

国民年金・厚生年金以外の共済年金等に参加または受給していた

手続 必要な手続の確認

振興局対応：○

手続詳細	期 限
故人が加入していた年金の種類、ご遺族の状況等によって必要な手続が異なります。加入されていた共済組合等へお問い合わせください。	故人が加入されていた共済組合へご確認ください。
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<p>故人のもの</p> <p>故人が加入されていた共済組合へご確認ください。</p> <p>遺族のもの</p> <p>故人が加入されていた共済組合へご確認ください。</p>	<p>国家公務員共済組合連合会 ☎ 0570-080-556</p> <p>地方職員共済組合 大分県支部 ☎ 097-506-2334</p> <p>公立学校共済組合本部 年金相談室 ☎ 03-5259-1122</p> <p>警察共済組合本部 年金相談センター ☎ 03-5213-7570</p> <p>大分県市町村職員共済組合 ☎ 097-532-1531</p> <p>日本私立学校振興・ 共済事業団 共済事業本部 ☎ 03-3813-5321</p>

MEMO

障害者扶養共済制度に加入していた

手続 障害者扶養共済制度の年金支給請求

振興局対応：○

<p>手続詳細</p> <p>障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求を行うことができます。</p>	<p>期 限</p> <p>なし</p> <p>手続ができる人</p> <p>ご遺族</p>
<p>必要なもの</p> <p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の除票</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票（年金を受給する方のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（年金を受給する方のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本（年金を受給する方と年金管理者の続柄がわかるもの）</p> <p>※ 年金管理者を指定する場合のみ</p>	<p>問合せ先</p> <p>福祉支援課 障害福祉係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8290</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続① 国民健康保険資格確認書等の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、国民健康保険資格確認書等を返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

手続② 国民健康保険葬祭費の支給申請

振興局対応：○

手続詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続ができる人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(喪主のもの) <input type="checkbox"/> 会葬礼状(喪主のもの) <input type="checkbox"/> 個人番号確認書類(喪主のもの)	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

手続③ 国民健康保険の世帯主変更

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方は国民健康保険資格確認書等を差し替えます。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(世帯全員分)	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

後期高齢者医療保険に加入していた

手続① 後期高齢者医療資格確認書の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、後期高齢者医療資格確認書を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

手続② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

振興局対応：○

手続詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続ができる人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(喪主のもの) <input type="checkbox"/> 会葬礼状(喪主のもの)	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

手続③ 後期高齢者医療相続人代表者指定の手続(口座変更依頼書)

振興局対応：○

手続詳細	期 限
加入者が亡くなられた後に給付等が発生した場合の送付先として、相続人代表者を届出するものです。	すみやかに
	手続ができる人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(相続人代表者のもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(相続人代表者のもの)	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

3. 保険に関する手続

限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

手続 限度額適用認定証等の返却

振興局対応: ○

手続詳細	期 限
国民健康保険の加入者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返却していただく必要があります。	死亡から5年以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

特定疾病療養受療証を持っていた

手続 特定疾病療養受療証の返却

振興局対応: ○

手続詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入していた

手続 健康保険の資格喪失手続・埋葬料の支給申請

手続詳細	期 限
健康保険に加入している方が亡くなられた場合、資格喪失手続が必要です。また、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。詳細は加入されている保険者にご確認ください。	加入されている保険者にご確認ください。
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
加入されている保険者にご確認ください。	各保険者

4. 介護保険に関する手続

介護保険被保険者証を持っていた

手続 介護保険被保険者証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証を返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	長寿福祉課 介護保険係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8264

介護保険負担割合証を持っていた

手続 介護保険負担割合証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険負担割合証を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	長寿福祉課 介護保険係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8264

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続 介護保険負担限度額認定証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	長寿福祉課 介護保険係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8264

4. 介護保険に関する手続

介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を持っていた

手続 **介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の返却** 振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	長寿福祉課 介護保険係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8264

介護保険高額介護（予防）サービス費を受給していた

手続 **高額介護（予防）サービス費の支給申請の手続** 振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護（予防）サービス費を受給していた場合、振込口座を相続人代表者名義の口座へ変更していただく必要があります。	原則、介護サービス利用 月から2年以内
	手続ができる人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号がわかる書類	長寿福祉課 介護保険係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8264

5. 子どもに関する手続

子どもが認定こども園・保育園等に入所している

手続 認定こども園・保育所等の手続

振興局対応：○

手続詳細	期 限
認定こども園・保育園等に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	こども事業課 こどもサービス係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8401

子どもが放課後児童クラブを利用している

手続 放課後児童クラブの手続

振興局対応：×

手続詳細	期 限
放課後児童クラブに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども事業課 こどもサービス係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8401

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続① 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続

振興局対応：○

手続詳細	期 限
<p>児童手当の受給者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。</p> <p>ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。</p>	<p>死亡から14日以内</p>
	<p>手続ができる人</p> <p>今後児童を養育する方</p>
必要なもの	問合せ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（配偶者と子の双方）</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ</p>	<p>こども事業課 こども手当係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8399</p>

【児童が亡くなられた場合】

手続② 児童手当の受給事由消滅届

振興局対応：○

手続詳細	期 限
<p>児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。</p>	<p>死亡から14日以内</p>
	<p>手続ができる人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	問合せ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p>こども事業課 こども手当係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8399</p>

子ども医療費受給資格者証を持っていた

手続 子ども医療費受給資格者証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
子ども医療費受給資格者証をお持ちの児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格は死亡日をもって失効となりますので、返却してください。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 5px; padding: 2px;">故人のもの</div> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 5px; padding: 2px;">遺族のもの</div> </div> <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども事業課 こども手当係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8399

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童である

手続① 児童扶養手当の受給申請

振興局対応：○

手続詳細	期 限
配偶者が、亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末(障がい児は20歳未満)の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 5px; padding: 2px;">遺族のもの</div> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(申請者と子ども双方のもの)	こども事業課 こども手当係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8399

手続② ひとり親家庭等医療費助成の申請

振興局対応：○

手続詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末までの場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 5px; padding: 2px;">遺族のもの</div> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(申請者と子ども双方のもの)	こども事業課 こども手当係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8399

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 子どもに関する手続

児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続① 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続

振興局対応：○

手続詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	こども事業課 こども手当係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8399
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	
<input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(申請者と子ども双方のもの)	

【児童が亡くなられた場合】

手続② 児童扶養手当の受給資格喪失届

振興局対応：○

手続詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給資格喪失届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届(減額)の提出となります。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども事業課 こども手当係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8399

ひとり親家庭等医療費受給資格者証を持っていた

手続 ひとり親家庭等医療費助成の資格消滅届

振興局対応：○

手続詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続が必要です。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格者証	こども事業課 こども手当係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8399
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

特別児童扶養手当を受給していた

手続 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続

振興局対応：×

【保護者が亡くなられた場合】

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	なし
	手続ができる人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問合せ先
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (申請に関係するすべての方のもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	福祉支援課 障害福祉係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8290

【児童が亡くなられた場合】

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続となります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	福祉支援課 障害福祉係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8290

6. 福祉（障がい）に関する手続

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続 身体障害者手帳等の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	福祉支援課 障害福祉係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8290

特別障害者手当を受給していた

手続 特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から 14 日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	福祉支援課 障害福祉係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8290

障害児福祉手当を受給していた

手続 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

振興局対応：×

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から14日以内
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	福祉支援課 障害福祉係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8290

重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた

手続 重度心身障がい者医療費受給者証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	死亡から14日以内
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費受給者証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	福祉支援課 障害福祉係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8290

6. 福祉（障がい）に関する手続

障害者扶養共済制度に加入していた

手続 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

振興局対応：○

<p>手続詳細</p> <p>1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。</p>	<p>期 限</p> <p>なし</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>ご遺族</p>
<p>必要なもの</p> <p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の除票</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票（加入者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類</p>	<p>問合せ先</p> <p>福祉支援課 障害福祉係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8290</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

7. 税金に関する手続

普通自動車を持っていた

手続 普通自動車の名義変更手続

手続詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続や必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談することをおすすめします。	運輸支局にご確認ください。
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
運輸支局にご確認ください。	都道府県運輸支局 (大分運輸支局) ☎ 050-5540-2087

軽自動車を持っていた

手続 軽自動車の名義変更手続

手続詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続や必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをおすすめします。	軽自動車検査協会へご確認ください。
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
軽自動車検査協会へご確認ください。	軽自動車検査協会 (大分事務所) ☎ 050-3816-1759

7. 税金に関する手続

原付バイク (125cc以下) を持っていた

手続 原付バイクの名義変更・廃車手続

振興局対応：○

手続詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続が必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続ができる人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書もしくは車台番号等が確認できるもの <input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート	税務課 税制窓口係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8397
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (手続に来た方のもの)	

126cc以上のバイクを持っていた

手続 軽二輪・小型二輪の廃車手続

手続詳細	期 限
排気量126cc以上のバイクを使用しなくなったときや所有者が亡くなられたときなどは、運輸支局での手続が必要です。	運輸支局にご確認ください。
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
運輸支局にご確認ください。	都道府県運輸支局 (大分運輸支局) ☎ 050-5540-2087

小型特殊自動車を持っていた

手続 小型特殊自動車の名義変更・廃車手続

振興局対応：○

手続詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続が必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続ができる人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書もしくは車台番号等が確認できるもの <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車のナンバープレート	税務課 税制窓口係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8397
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (手続に来た方のもの)	

土地家屋の資産がある

手続① 不動産の所有権移転登記申請

振興局対応：×

手続詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行うことが義務付けられています。相続の内容によって提出書類や手続の流れが異なります。	3 年以内
	手続ができる人 相続人またはご遺族
必要なもの	問合せ先
法務局へご確認ください。	大分地方法務局日田支局 ☎ 0973-22-2719

手続② 固定資産税の相続人代表者指定届の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方に土地家屋の資産がある場合、相続登記が完了するまで納税通知書を相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	すみやかに
	手続ができる人 相続人またはご遺族
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	税務課 資産税係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8206

7. 税金に関する手続

個人住民税・国民健康保険税・介護保険料が課されていた

手続 相続人代表者指定届の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
<p>亡くなられた方に個人住民税・国民健康保険税・介護保険料が課されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきますこととなります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>手続ができる人</p> <p>相続人またはご遺族</p>
必要なもの	問合せ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（相続人代表者のもの）</p>	<p>税務課 市民税係 （市役所 1 階） ☎ 0973-22-8396</p>


MEMO

8. 上下水道等に関する手続

上下水道を使用していた

手続 名義変更または閉栓届の提出


振興局対応：○

手続詳細	期 限
上下水道使用者の名義人変更または使用中止を行うものです。 ※オンライン申請も可能です。詳細は市ホームページをご覧ください。	できるだけ早く
	手続ができる人
	ご遺族または代理人
必要なもの	問合せ先
故人のもの なし ※ お客様番号がわかればスムーズに手続可能（検針票、領収証等）	経営管理課 窓口係 (市役所5階) ☎ 0973-22-8224 上下水道局料金センター ☎ 0973-22-8220

井戸水を使用している世帯で、下水道に接続していた

手続 地下水等使用変更届の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
下水道使用量の算定に用いる人数の変更を行うものです。井戸水使用世帯で、下水道に接続していた場合に限りです。 ※オンライン申請も可能です。詳細は市ホームページをご覧ください。	できるだけ早く
	手続ができる人
	ご遺族または代理人
必要なもの	問合せ先
故人のものまたは遺族のもの ※ お客様番号がわかればスムーズに手続可能（検針票、領収証等）	経営管理課 窓口係 (市役所5階) ☎ 0973-22-8224 上下水道局料金センター ☎ 0973-22-8220

8. 上下水道等に関する手続

し尿くみ取りを行っていた

手続 し尿処理手数料名義人申請書の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
し尿処理手数料の名義人の変更や廃止・休止を行うものです。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
なし	環境課 生活環境係 (市役所 2 階) ☎ 0973-22-8208

浄化槽を設置していた

手続 浄化槽管理者変更報告書の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽管理者であった場合、管理者の名義人の変更や廃止・休止の届出が必要です。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
なし	環境課 水・環境係 (市役所 2 階) ☎ 0973-22-8357

9. その他

犬を飼っていた

手続 犬の登録変更の届出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して 30 日以内
	手続ができる人
必要なもの	新しい飼い主
故人のもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札	環境課 企画推進係 (市役所 2 階) ☎ 0973-22-8357

緊急通報装置を利用していた

手続 緊急通報装置の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報装置を利用していた場合、返却の手続をしていただく必要があります。	なし
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
なし	問合せ先
	長寿福祉課 長寿福祉係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8299

家族介護用品支給券を受給していた

手続 家族介護用品支給券の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が家族介護用品支給券を受給していた場合、返却の手続をしていただく必要があります。	なし
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
故人のもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 家族介護用品支給券	長寿福祉課 長寿福祉係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8299

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

9. その他

世帯主で防災ラジオを借りていた

手順① 防災ラジオ返還の手続 (世帯に誰もいなくなった場合) 振興局対応：○

手続詳細	期 限
防災ラジオは、住民票のある世帯に一台、世帯主へ貸与しています。世帯に誰もいない場合は、貸与対象外となりますので、ご返還の手続をお願いします。	できるだけ早く
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 防災ラジオ一式	防災・危機管理課 (市役所4階) ☎ 0973-22-8363

手順② 防災ラジオ申請事項変更の手続 (他に世帯員がいる場合) 振興局対応：○

手続詳細	期 限
防災ラジオは、住民票のある世帯に一台、世帯主へ貸与しています。世帯主が変更となった場合は、申請事項変更の届出 (貸与者の変更) が必要となります。	できるだけ早く
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
なし	防災・危機管理課 (市役所4階) ☎ 0973-22-8363

農業をしていた

手続 経営主変更申請書

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が農地の経営主だった場合、経営主宛の文書等の送付先を、新しい経営主に送付させていただくことになります。 『経営主変更申請書』に必要事項を記入し、ご提出ください。	できるだけ早く
	手続ができる人 新しい経営主
必要なもの	問合せ先
	農業委員会事務局 (市役所3階) ☎ 0973-22-8213

森林を所有していた

手続 森林の土地の所有者届出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が森林を所有しており、相続により新たに所有者となった場合「森林の土地の所有者届出書」を提出する必要があります。	相続開始から90日以内
	手続ができる人 森林を相続した方
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 所有森林の地籍図（日田市 Web マップの字図でも可） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書等	林業振興課 森林整備係 (市役所3階) ☎ 0973-22-8212

市営住宅に住んでいた

手続 市営住宅退去届の提出・市営住宅入居承継申請書の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が単身の場合は「市営住宅退去届」をご提出ください。 亡くなられた方が名義人であり、同居人がいらっしゃる場合は、「市営住宅入居承継申請書」のご提出が必要です。	おおむね1か月
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	建築住宅課 住宅施策係 (市役所5階) ☎ 0973-22-8218

9. その他

大分県交通災害共済に加入していた

手続 大分県交通災害共済見舞金の請求

振興局対応：○

手続詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none">・「人身事故」扱いの交通事故証明書が発行されている。・死亡診断書における「直接の原因（死因）」が「交通事故」となっている。 以上の場合に1等級（見舞金：100万円）として扱います。	交通事故が発生した日から 1年以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
故人のもの <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 交通事故証明書<input type="checkbox"/> 死亡診断書<input type="checkbox"/> 加入申込書控<input type="checkbox"/> 戸籍謄本その他必要と認める書類	市民課 生活安全係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8395

日田市営駐車を契約していた

手続 日田市営駐車（月極契約）の解約手続

振興局対応：×

手続詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none">・契約者が亡くなられた場合、契約している駐車枠の解約手続が必要となります。・ご遺族の方が継続して駐車枠を契約する意思がある場合は、契約者等の変更が必要となります。	おおむね1か月
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 生活安全係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8395

国・県・市指定の文化財を所有していた

手続 指定文化財所有者変更の届出

振興局対応：○

<p>手続詳細</p> <p>国・県・市指定の文化財所有者が亡くなられた場合には、「指定文化財所有者変更届」を提出する必要があります。</p>	<p>期 限</p> <p>なし</p> <p>手続ができる人</p> <p>新しい文化財所有者</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 指定書（詳細は担当課にご確認ください）</p>	<p>問合せ先</p> <p>文化財課 文化財管理係 (市役所別館 2階) ☎ 0973-24-7171</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

9. その他

空き家の相談

手続 空き家の管理・処分・相続などの相談

振興局対応：×

手続詳細	期 限
<p><input type="checkbox"/> 不動産の相続手続</p> <p>相続登記等の申請が義務化されました。お住まいの家などの不動産が故人の所有である場合は、最寄りの法務局にご相談ください。</p> <p>※正当な理由なく期限（不動産取得を知ってから3年）内に登記をしないと、10万円以下の過料が科せられる場合があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産の管理</p> <p>故人がお住まいだった家が空き家になる場合は、近隣住民の迷惑にならないよう建物・敷地の適正な管理をお願いします。</p> <p>※「管理不全空家等」または「特定空家等」として行政勧告を受けた土地は、住宅用地の特例（固定資産税が課税標準額の1/6）の適用が除外されるため、固定資産税等の額が上がります。</p> <p>※倒壊や、犯罪の発生、景観・衛生の悪化などにより、近隣住民等に危害を及ぼしたときは、所有者（相続人）の賠償責任が問われます。</p> <p><input type="checkbox"/> 空き家の利活用等</p> <p>空き家を管理していくのは大変です。場合によっては、処分や利活用などの検討も必要です。</p> <p>※解体…条件により解体費用の一部を補助する制度があります。</p> <p>※売買・賃貸…購入や賃貸を希望する方とのマッチングをする「空き家バンク」登録制度があります。</p> <p>将来を見据えて、まずはご家族で話し合っておくことが大切です。</p> <p>※既に空き家バンクに登録していただいている物件の所有者が亡くなった場合は、法務局で相続手続を行った上で、市建築住宅課までご連絡ください。</p>	<p>なるべく早めに</p> <p>手続ができる人</p> <p>ご遺族</p> <p>問合せ先</p> <p>【相続】 大分地方法務局 日田支部 ☎ 0973-22-2719</p> <p>【空き家全般】 建築住宅課 住宅施策係 (市役所5階) ☎ 0973-22-8312</p> <p>【環境・衛生】 環境課 水・環境係 (市役所2階) ☎ 0973-22-8357</p>
<p>必要なもの</p> <p>※ お問い合わせください</p>	

MEMO

粗大ごみの処分 (有料)

【指定袋に入らない物や引っ越し・片付け等で出た大量のごみ】

手続詳細	問合せ先
<p>○清掃センターに各自で搬入するか、下に記載している許可業者に依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・あやめコーポレーション ☎26-3300・九州K運送日田 ☎22-2961・新栄クリーンサービス ☎57-2233・中央ビル管理 ☎24-7363・中津ゆうび ☎27-7410・日田ビル管理センター ☎22-2525・日田ビル美装 ☎23-8304・平山産業 ☎24-6354	<p>清掃センター ☎ 0973-23-0111</p> <p>環境課 生活環境係 (市役所 2階) ☎ 0973-22-8208</p>

家電リサイクル対象品の処分 (有料)

【エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】

手続詳細	問合せ先
<p>○清掃センターでは処分ができません。 購入店・販売店・あやめコーポレーション・九州K運送日田・中津ゆうび・日田ビル管理センター・平山産業のいずれかにご相談ください。</p>	<p>清掃センター ☎ 0973-23-0111</p> <p>環境課 生活環境係 (市役所 2階) ☎ 0973-22-8208</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求ができます。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	日田税務署 ☎ 0973-23-2136
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続 ※義務ではありません	日田警察署 ☎ 0973-23-2131 大分県運転免許センター ☎ 097-528-3000
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 保健所へお問い合わせく ださい。	大分県西部保健所 ☎ 0973-23-3133
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
県営住宅	<input type="checkbox"/>	名義変更など	大分県住宅供給公社 日田駐在所 （西部振興局3階） ☎ 0973-23-2480
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 日田税務署 ☎ 0973-23-2136
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	大分地方法務局日田支局 ☎ 0973-22-2719 または司法書士

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
KCVケーブルテレビ・インターネット	<input type="checkbox"/>		KCVコミュニケーションズ ☎ 0973-27-5001
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		NHKフリーダイヤル ☎ 0120-151515
農業協同組合加入者	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	大分県農業協同組合日田支店 ☎ 0973-23-2223 大分大山町農業協同組合 ☎ 0973-52-3151
森林組合加入者	<input type="checkbox"/>	名義変更、管理の相談等	日田市森林組合 ☎ 0973-23-5168 日田郡森林組合 ☎ 0973-26-7878
普通自動車の名義変更手続	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	都道府県運輸支局（大分運輸支局）☎ 050-5540-2087
軽自動車の名義変更手続	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	軽自動車検査協会（大分事務所）☎ 050-3816-1759
軽二輪・小型二輪の廃車手続（排気量 126cc 以上のバイク）	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	都道府県運輸支局（大分運輸支局）☎ 050-5540-2087

※手続に必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせをいただいてから、市役所にお越しいただくと手続が進めやすくなります。

相続に関する手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、お持ちの不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

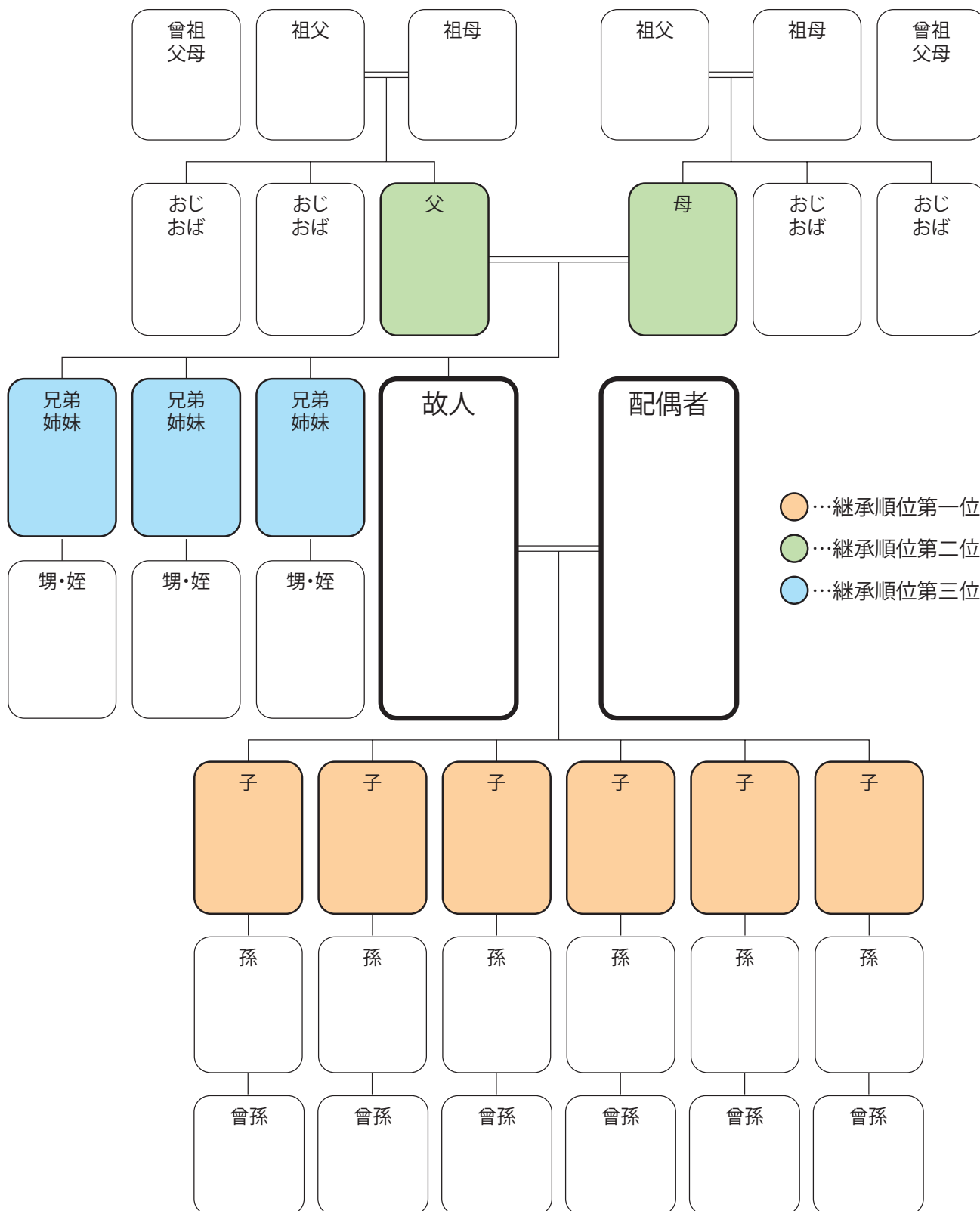
各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のホームページ (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

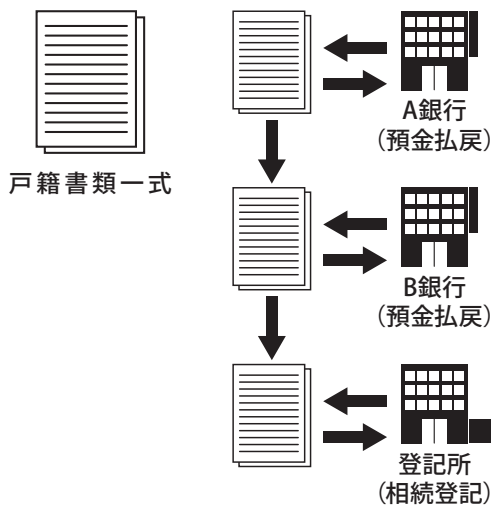
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

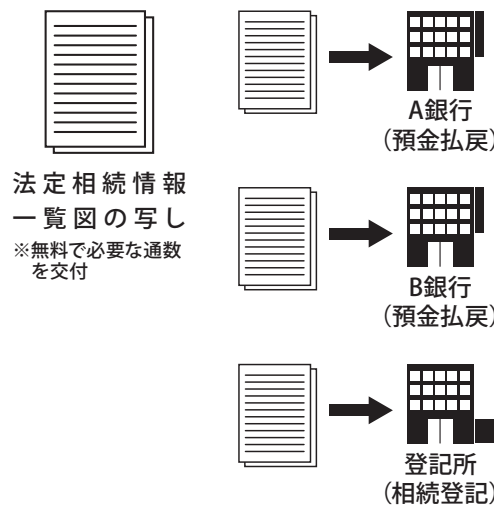
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することもできます。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

※コピーしてお使いください

委任状（代理人選任届）

令和 年 月 日

日田市長 様

私は、次の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

代理人（窓口に来られる方）			
住 所			
氏 名		委任する人から見た関係	
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月 日

委任する人（請求等を行う権利のある方）			
住 所			
氏 名		Ⓜ (印鑑登録時は登録印を押印)	
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月 日
※戸籍の証明に関わる場合は下記もご記入ください。			
本 籍			
筆頭者			

委任事項	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 市税に関する証明及び各種手続
<input type="checkbox"/> 戸籍証明【戸籍謄本・抄本】	<input type="checkbox"/> その他（具体的に）
<input type="checkbox"/> 住民異動届	〔 〕
<input type="checkbox"/> 印鑑登録に関わる手続	

●注意事項●

- (1)委任状は委任する本人が、代理人の欄も含めすべて記入してください。
- (2)印鑑登録申請を委任された場合でも登録証の即日交付はできません。
- (3)印鑑登録証明書は委任状では交付できません。

印鑑登録証明書の代理申請は印鑑登録証を委任状の代わりとしますので、代理人に依頼するときは印鑑登録証を預けてください。登録証がない場合は証明書の発行はできません。

（おくやみ手続用）

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

広告

相続・贈与に関するご相談は
オガウチ濱田税理士法人
 にお任せください



**オガウチ濱田
 税理士法人**

〒877-0047 大分県日田市中本町4-1

TEL 0973-22-3448

営業時間：平日 8時30分～17時

定休日：土日祝

FAX：0973-22-1440

MAIL：ic3@ogauchi.co.jp

南九州税理士会日田支部 所属

代表 小ヶ内 聡行

HPはこちら▶

<https://www.ogauchi.co.jp>

オガウチ濱田税理士法人 | 検索



相続は、相続税対策をはじめ、様々な手続きが必要となりますが
 大半の人が初めての体験で、何をしたらよいのかわからず
 困っているのではないのでしょうか。

そこで当社は**円満な相続**を支援いたします。

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

広告

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！



**後悔しないための
 お墓探しハンドブック**

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ
 フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます！

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



通話料無料
**電話で
 資料請求**

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間：9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
 (東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

広告掲載に関するお問合せ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5 万円~ **決まった金額だから安心！**

☎ **0120-948-833**

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 日田市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2026年6月

